

消防予第 1 4 7 号
平成 2 5 年 4 月 1 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

平成 2 5 年度防火対象物実態等調査の実施について (依頼)

標記については、予防行政の円滑な運営、予防対策の企画立案等の基礎データとするため、毎年実施しておりますが、今年度においても、下記のとおり調査を実施いたしますので、管内の防火対象物の実態等について調査の上、報告いただくようお願いします。

なお、昨年度から防火対象物実態等調査業務につきましては、「消防庁オンライン処理システム (統計調査系システム) の更新について」(平成 2 4 年 3 月 5 日付け事務連絡。以下「平成 2 4 年 3 月 5 日付け事務連絡」という。)により、システムの更新が行われておりますので留意して下さい。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨を貴都道府県内市町村等 (消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。) の消防本部に対しても周知していただきますようお願いいたします。

記

1 調査目的

本調査は、現行法令に基づく消防用設備等の設置、防火・防災管理制度の運用、防火対象物・防災管理定期点検報告制度の運用、予防行政の運営、消防設備士制度の運用及び予防業務体制の整備状況の実態等を把握することを目的とする。

2 報告要領等

報告に当たっては、オンラインシステムからダウンロードした最新の「防火対象物オフラインソフト」を使用するとともに、各操作マニュアル及び入力要領に従うこと。

なお、昨年度からの修正事項等については次のとおり。

- (1) 第 0 1 表 (自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備設置状況調査表)
消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 1 9 年政令第 1 7 9 号。以下「改正令第 1 7 9 号」という。) による経過措置終了に伴う経過措置欄の削除
- (2) 第 0 2 表 (スプリンクラー設備、屋内消火栓設備設置状況調査表)
改正令第 1 7 9 号による経過措置終了に伴う経過措置欄の削除
- (3) 第 1 8 表 (消火・避難訓練及び共同防火管理実施状況調査表)
消防法の一部を改正する法律 (平成 2 4 年法律第 3 8 号) による調査項目の追加

- ※ 追加項目にあつては、今年度の入力・報告は不要
- (4) 第21表（消防機関へ通報する火災報知設備設置状況調査表）
改正令第179号による経過措置終了に伴う経過措置欄の削除
 - (5) 第37表（自衛消防組織設置対象物調査表）
消防法の一部を改正する法律（平成19年法律第93号）による調査項目の追加

3 調査基準日等

- (1) 調査基準日
平成25年3月31日現在
- (2) 報告期限
 - ア 消防本部
平成25年6月14日（金）
 - イ 都道府県
平成25年6月21日（金）

4 添付書類

- (1) 【別添】平成25年防火対象物実態等調査報告要領及び調査表
- (2) 【資料】（事務連絡）消防庁オンライン処理システム（統計調査系システム）の更新について

5 その他

- (1) システムの操作方法等については、オンラインサポートページの Web 教材及び操作マニュアルを確認すること。
（オンラインサポートページ <https://secure.fdma.go.jp/SSOEDU/support.html>）
- (2) 各種マニュアル類は、全てシステム上からダウンロードできるものであること。
- (3) 多数寄せられる問合せについては、オンラインシステム上の「お知らせ」や事務絡等により情報提供を行っていく予定であること。
- (4) 問合せの内容により対応窓口が異なるので注意すること。

<担当>

消防庁予防課企画調整係 安田

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : t2.yasuda@soumu.go.jp

<システム関係問合せ窓口>

西菱電機株式会社 サポートデスク

E-mail : support_fdma@seiryodenki.co.jp